

○小規模事業場産業医活動助成金（産業医コース）に関するQ&A

1 助成対象事業者について

Q 1 - 0 1 助成金を受けるための要件は何ですか。

A 1 - 0 1 具体的な申請要件は、小規模事業場産業医活動助成金（産業医コース）の手引（令和3年度版）の1頁をご覧ください。

Q 1 - 0 2 「労働者数 50 人未満の事業場が対象」とありますが、事業場単位で申請できますか？それとも企業単位の申請になりますか。

A 1 - 0 2 小規模事業場産業医活動助成金は事業場単位での申請となります。また、労働保険の適用事業場となっていることが条件となります。

Q 1 - 0 3 現在、「ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金」の助成金を不正受給したとして不支給措置を受けているのですが、別の種類の助成金になるため、この「小規模事業場産業医活動助成金（産業医コース）」を新たに申請することは可能でしょうか。

A1 - 03 申請することはできません。

当機構で取り扱っている助成金の中のいずれかが不正受給により不支給措置を受けられている場合は、当助成金に限らず、産業保健関係助成金の助成金申請をすることはできません。

Q1 - 04 様式第3号「支給要件確認申立書」の中で「過去1年間に、労働関係法令（労働基準関係法令等）違反をしている。」とありますが、労働関係法令違反とはどのようなことを指すのですか。

A1 - 04 労働関係法令違反により送検されていること、又は行政機関から企業名の公表や認定の取り消しをされていることを指します。なお、就業規則の作成届出、36協定届出、健康診断の実施などの労働関係法令違反については、是正・改善されてから申請していただくことが望ましいです。

2 助成対象事業について

Q2 - 01 「平成29年度以降、新たに産業医と職場巡視、健診異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結していること」とありますが、平成29年度

以降に新たに産業医と契約を締結していることを要件としている趣旨を教えてください。

A 2 - 0 1 労働者数 50 人未満の小規模事業場は、産業医の選任義務がないことから、新たに産業医と産業医活動を実施する契約を締結する小規模事業場を助成対象とすることで、産業医との契約に対するインセンティブを与え、産業医が労働者の健康管理等を行う小規模事業場の増加を図ることを企図しているものです。

Q 2 - 0 2 「小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約をした場合」とありますが、医師と契約した場合は、助成金の支給対象になりますか。

A 2 - 0 2 支給対象にはなりません。この助成金は、産業医の要件を備えた医師との契約が要件となっていますので、産業医の要件を備えた医師であることの証明が必要となります。

Q 2 - 0 3 産業医との契約が職場巡視のみの場合は、産業医活動の一部を実施する契約とみなしてよいでしょうか。

A 2 - 0 3 貴見のとおりです。産業医活動には、職場巡視のほか、健康診

断の異常所見者に関する意見、保健指導等がありますが、職場
巡視のみの契約の場合は、産業医活動の一部を実施する契約と
なります。

Q 2 - 0 4 平成 28 年度以前から産業医活動について産業医との契約をし
ていますが、平成 30 年 5 月以降の契約について支給対象となり
ますか。

A 2 - 0 4 支給対象にはなりません。平成 29 年度以降、新たに産業医契約
を締結するものに限りです。

Q 2 - 0 5 産業医との契約が、月額契約ではなく、産業医活動 1 回につき、
例えば 2 万円という契約をしている場合、支給対象となります
か。

A 2 - 0 5 支給対象となります。但し、契約後 6 か月を経過した 7 か月目
に申請可能となり、契約後 6 か月ごとの申請となりますので、
契約後 6 か月までの実績について、例えば、産業医活動 1 回に
つき 2 万円で 8 回実施した場合、6 か月の実績として 16 万円分
の領収書の写しを添付してもらい、助成金申請額は、上限の 10

万円ということになります。

なお、契約後6か月までの実績について、産業医活動1回につき2万円で4回実施した場合は、8万円の支払となりますので、実費の8万円が助成金申請額となります。

3 助成対象経費について

Q 3 - 0 1 助成金額について教えてください。

A 3 - 0 1 小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約をした場合に実費を支給（6か月当たり10万円を上限に2回限り）します。

Q 3 - 0 2 「6か月当たり10万円を上限に2回限り」とありますが、どのような意味ですか。

A 3 - 0 2 例えば、令和3年4月に月額5万円として契約した場合、契約月数が6か月に達する令和3年9月までの支払金額（30万円）が助成金の支給対象となり、実費として10万円を超えていますので、1回当たりの助成金の上限である10万円を令和3年10

月以降6か月以内（令和4年3月まで）に申請していただくこととなります。その後、令和3年10月から令和4年3月までの6か月については、令和4年4月以降6か月以内（令和4年9月まで）に2回目として同様に申請していただくこととなり、一事業場当たり2回限りとしていますので、この2回目で助成金の支給は最後となり、同一事業場としては、3回目以降の助成金の申請はできないこととなります。

なお、月額が1万円の場合は、6か月で6万円の支払となりますので、1回の助成額は、実費の6万円となります。

4 申請について

Q 4 - 0 1 「一事業場につき将来にわたって2回の支給に限ります。」とありますが、助成金を2回支給された後に、統合あるいは分社化して別会社の事業場となった場合は、新たな事業場として申請することは可能ですか。

A 4 - 0 1 統合あるいは分社化により、新たな労働保険適用事業場として労働基準監督署に届出された場合は、別の新たな事業場として助成金の申請が可能となります。

Q 4 - 0 2 産業医との契約が年度をまたぐ場合でも申請できますか。

A 4 - 0 2 契約が年度をまたぐ場合でも、契約後 6 か月を経過した 7 か月目で 1 回目の申請が可能となります。さらに 6 か月経過した、契約後 13 か月目で 2 回目の申請が可能となります。

Q 4 - 0 3 「6 か月当たり 10 万円を上限に 2 回限り」とありますが、1 年分をまとめて 1 回で申請することはできますか。

A 4 - 0 3 できません。6 か月毎に申請していただくこととなっており、1 回目の申請は、契約後 7 か月目から 6 か月以内（契約後 12 か月以内）に申請していただき、2 回目の申請（契約後 7 か月目から 12 か月目分）は、契約後 13 か月目から 6 か月以内（契約後 18 か月以内）に申請していただくこととなっています。

Q 4 - 0 4 1 件の支払いに対し、複数の助成金に申請することは可能ですか。

A 4 - 0 4 できません。1 件の支払いに対しては 1 つの助成金のみ申請が可能です。